

平成23年度事業実施自治体一覧

都道府県名	拠点病院
東京都	都立小児総合医療センター
神奈川県	神奈川県立こども医療センター
石川県	金沢大学附属病院 子どものこころの診療科
	独立行政法人国立病院機構医王病院
	石川県立高松病院
山梨県	山梨県立こころの発達総合支援センター
	山梨県立北病院
	山梨県精神保健福祉センター
	山梨県立あけぼの医療福祉センター
静岡県	静岡県立こども病院
三重県	三重県立小児心療センターあすなる学園
大阪府	大阪府立精神医療センター松心園
鳥取県	鳥取大学医学部附属病院
佐賀県	独立行政法人国立病院機構肥前精神医療センター
長崎県	長崎大学病院
	長崎県立こども医療福祉センター
	長崎県精神医療センター
	医療法人カメリア大村共立病院

<参考>

子どもの心の診療ネットワーク事業

※母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱（抜粋）（「母子保健医療対策等総合支援事業の実施について」）

（平成17年8月23日 雇児発第0823001号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）

一部改正 平成24年4月5日 雇児発0405第24号

（1）事業目的

様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害に対応するため、都道府県における拠点病院を中核とし、地域の医療機関並びに児童相談所、保健所、市町村保健センター、要保護児童対策地域協議会、発達障害者支援センター、児童福祉施設及び教育機関等（以下「保健福祉教育関係機関等」という。）と連携した支援体制の構築を図るとともに災害時に、被災した子どもの心のケアを行う体制をつくる。

（2）実施主体

本事業の実施主体は、都道府県とする。

（3）事業内容

都道府県は、次に掲げる事業を実施するものとする。

① 子どもの心の診療支援（連携）事業

ア 地域の医療機関から相談を受けた様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害の症例に対する診療支援

イ 地域の保健福祉関係機関等から相談を受けた様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害の症例に対する医学的支援

ウ 問題行動事例の発生時における医師等の派遣

エ 地域の保健福祉関係機関等との連携会議の開催

② 子どもの心の診療関係者研修・育成事業

ア 医師及び関係専門職に対する実地研修等の実施

イ 地域の医療機関及び保健福祉関係機関等の職員等に対する講習会等の開催

ウ 子どもの心の診療に専門的に携わる医師及び関係専門職の育成

③ 普及啓発・情報提供事業

子どもの心の診療に関する情報を幅広く収集し、地域の医療機関、保健福祉関係機関等及び地域住民に対して、ホームページ等により適切な情報を提供するとともに、子どもの心の問題について普及啓発を図る。

（4）その他

本事業の実施にあたっては、中央拠点病院と連携を図り、適切な運営に努めること。